

公布された規則のあらまし

佐賀県県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 35 号）

- 1 佐賀県県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に定める通知書等の様式について所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第 36 号）

- 1 生活保護法第 77 条の 2 の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出書の様式等必要な事項を定めることとした。（第 14 条及び様式第 31 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県屋外広告物条例施行規則第 3 条に規定する許可の基準の特例に関する規則の一部を改正する規則（規則第 37 号）

- 1 この規則の対象となる広告物の表示又は掲出物件の設置に係る是正条件付き特例許可をする期間を延長することとした。（第 4 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行し、平成 34 年 3 月 31 日限り失効することとした。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 38 号）

- 1 証紙による収入の方法で徴収する手数料の種目に、佐賀県行政財産使用料条例別表その他の項に定める使用料で運転免許試験場を使用する者が納付するものを加えることとした。（別表関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則を廃止する規則（規則第 39 号）

- 1 子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。